

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	飯豊町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.iide.yamagata.jp/sumaitokurashi/jumintouroku/index.html">http://www.town.iide.yamagata.jp/sumaitokurashi/jumintouroku/index.html</a>

執行機関名 飯豊町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)に基づく重度心身障がい(児)者の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1中、飯豊町医療給付事業に関する規則に基づく重度心身障がい(児)者の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの 飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)に基づく重度心身障がい(児)者の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 重度心身障がい(児)者(別表第1第1項に掲げる者をいう。)、乳幼児等及び母子家庭等の医療を確保し、社会福祉の増進をはかるため、その医療に要する経費の一部を飯豊町が負担することにより、これらの経済的負担を軽減することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯豊町医療給付事業に関する規則(昭和四十八年規則第十八号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	飯豊町医療給付事業に関する規則第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害がい(児)者の医療証等の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	飯豊町医療給付事業に関する規則別表第1第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者及び当該者の扶養者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	飯豊町医療給付事業に関する規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票関係情報	当該申請を行う障害者及び当該者の扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		